

この葉書

切り捨て御免。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(な)453

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判所へ出廷する呼出状が発行され、記載期日に指定の相手方の言い分通りの判決が出され、尚、裁判を欠席されると貴方の給与、財産の差し押さえなどの向、訴訟上での、十分ご注意ください。

執行官立会い等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成31年3月14日

民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
消費者相談窓口 03-6303-7969
受付時間 9:00~18:00(日・祝を除く)

身に覚えのない通知は、利合おない！！